

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和3年(2021)年7月20日

北海道十勝総合振興局長 水戸部 裕

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

「十勝関係人口創出・オンライン交流事業」委託業務

### (2) 業務目的

若者を中心とした首都圏や札幌圏への人口集中等により、十勝地域において、地域づくりの担い手になる人材不足が課題となっている。こうした課題に対し、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、十勝地域と多様に関わるとともに将来的な移住者の増加になりうる「関係人口の創出」を図ることが必要である。

本事業では、関係人口の創出・拡大のため、十勝地域に関心のある管外の住民に十勝への興味を増進させ、十勝の関係人口として誘引するための交流の場構築や情報発信等を目的とする。

### (3) 業務の内容

別添「「十勝関係人口創出・オンライン交流事業」委託業務企画提案指示書」（以下「企画提案指示書」という。）のとおり

### (4) 契約期間

契約の日から令和4年(2022年)3月11日(金)まで

## 2 公募型プロポーザル方式に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単独法人等又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人等又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 民間企業、特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であり、道内に本社又は事業所等（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有するものであること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単独法人として重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 3 参加資格の審査及び企画提案書の提出

公募型プロポーザル方式への参加資格の審査を行い、これを満たす者に対して、企画提案書の提出を要請する。

#### 4 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出書類 「参加表明書」及び関係書類

イ 提出期限 令和3(2021年)8月4日(水)午後5時(必着)

ウ 提出場所 北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課(帯広市東3条南3丁目1番地)

エ 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)による

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

#### 5 企画提案書に関する事項

(3) 提出期限 令和3年(2021年)8月25日(水)午後5時(必着)

(4) 提出場所 北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課(帯広市東3条南3丁目1番地)

(5) 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)による

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

#### 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

#### 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

#### 8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

#### 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称：北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課(担当：滝下、鈴木)

(2) 住所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地

(3) 電話：0155-26-9039(直通)

(4) FAX：0155-22-0185

(5) メール：[tokachi.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:tokachi.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp)

#### 10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による。

(4) 企画提案指示書、プロポーザル説明書類及び各提出書類の様式は、十勝総合振興局地域創生部地域政策課に備え置くほか、十勝総合振興局地域創生部地域政策課ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

(<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/kankeizinkour3puropo.html>)